



ケアマネまさ君の介護案内① ケアマネージャーの仕事について①

はじめまして。私は、隣区の「墨田区」で
居宅介護支援事業所に所属するケアマネージャー
です。この度、少しでも皆様の生
活に有益な情報発信になればと思
い、記事を書きました。地域の事
情と若干異なることがあるかも知れませ
んがご了承下さい。



(1) 介護が必要になったとき
ケアマネージャーの仕事について

「介護」という言葉を聞いて、受ける印
象は人それぞれ違うと思います。若い方
には縁のない話と思うかもしれませんが、人
は皆平等に歳を重ねて行くので、いつか
誰かの介護をする、又は誰かから介護を受
ける時が来ると思います。そんな時に思
い出して頂きたいのが、ケアマネージャー
という職種の存在です。ケアマネージャー
とは、ひとことで言ってしまうと、「介護
の相談をする人」です。よく、「介護する
人じゃないの？」と聞かれますが、ケアマ
ネージャーは介護職ではないので介護は行
いません。「介護の計画を立てる」||それ
がケアマネージャーの仕事です。

ケアマネージャーは、日中にお父さんのトイ
レの介助をするのが良いのかを考えて、訪問
介護やデイサービスなどを適切に利用できる
ように連絡や調整を行います。
介助を行うのはヘルパーさんや
デイサービスの職員です。



では、ケアマネージャーに相談をするため
に、どこに行けば良いのでしょうか？

ケアマネージャーが居る事業所はいろい
ろな種類があつて、一般的には「居宅介護支援
事業所」という事業所に所属している「居宅
ケアマネ」と「特別養護老人ホーム」「介護
老人保健施設」「有料老人ホーム」「グルー
プホーム」などと呼ばれる施設に在籍してい
る「施設ケアマネ」が居ます。

しかし、いきなりそれらの事業所や施設に
相談に行っても、介護が受けられません。ま
ず「介護認定」を受けなければなりません。
介護認定の申請は、各自自治体の役所の窓口
になっていきますが、役所に行くのが困難な場合
は、近くの「地域包括支援センター」に相談
に行く、申請の代行をしてくれます。又、
ケアマネージャーも申請の代行をすることが
出来ます。知り合いのケアマネージャーや近
所の「居宅支援事業所」に申請の代行を願
いすることが出来ることもあります。

介護認定の申請をすると、役所から委託さ
れた「認定調査員」が自宅などの普段生活し
ている場所に来て状態を確認する「認定調査」
を行い、同時に普段かかりつけのお医者さん
に「主治医意見書」を書いて頂きます。それ
らを役所で照合し、専門職の話し合いで「要

介護度」を決定し、介護保険証を発行します。
その要介護度に応じて、様々な介護サービス
が受けられるようになります。

介護認定を受けられたら、前述の「地域包
括支援センター」や「居宅介護支援事業所」
などに相談に行くと、担当になるケアマネー
ジャーを紹介してくれます。介護保険を利用
する人（利用者と呼びます）にはそれぞれ専
任のケアマネージャー1人が必ず担当になり
ます。その担当のケアマネージャーに、生活
の困りごとやこれからのような生活をした
いかということなどを相談すると、担当のケ
アマネージャーが必要な介護サービスなどを
紹介し、介護の計画書（「ケアプラン」と呼
びます）を作成します。国が定めた「介護保
険法」では、この「ケアプラン」がないと介
護サービスを受けることが出来ない仕組みに
なっているため、介護が必要になった際には
ケアマネージャーに相談することが必須とな
るわけです。ケアマネージャーに相談するの
は面倒くさい、自分でケアプランを作れば良
いのでは？と思われる方もいます。

例外的に利用者本人やその家族がケアプラ
ン（この場合は「セルフプラン」と言います）
を作ること出来ますが、面倒な手続きや役
所に提出する書類の作成などが必要になつて
くる為、現在では殆どの利用者がケアマネー
ジャーに相談をしています。

突然始まる介護にとまどう方が多くいま
す。寄り添う気持ちと経験・知識豊富なケア
マネまさ君の介護案内の次回もお楽しみに！